けんほ。たばり

三井住友海上健康保険組合

天養配偶者および任紙

被扶養配偶者および退職後の任意継続者を対象とす る健診は、昨年度と同様「ウェルネス・コミュニケーショ ンズ㈱」(ウェルネス社)に委託し実施します。

ぜひ、この機会にご受診いただき、ご家族の健康管 理にお役立てください。

ご自宅宛のダイレクトメールを8月18日(木)から順次発送し、 8月22日(月)の週には、お手元に届く予定です。

予約申込の受付は、8月22日(月)から平成24年1月31日(火)

健診受診期間は、9月5日(月)から平成24年2月29日(水)までです。 ★7月1日以降に任意継続被保険者、被扶養者になり、健診を希望される方、DM をなくさ

れた方は、11月1日(火)までに健保組合に依頼してください。

予約申込の

予約申込については、「健診予約センター(フリーダイヤル)に電話 で申込み」 に加え 「インターネット (パソコン・携帯から)」 でも予約 ができます。詳細は、ダイレクトメールのご案内をご確認ください。

ご案内の項目を受診する場合は、健保組合が全額負担いたします。

※ 40 歳以上の配偶者以外の被扶養者の方で、特定健康診査を受診したい方は、健保ホ

定健診 🖰 特定保健指

平成 20 年度より、40~74歳の加入者に対する 「特 定健康診査・特定保健指導」が高齢者の医療の確保に 関する法律に基づいて、すべての健保組合へ義務付け られました。導入の趣旨は、「健康診断と保健指導」を 通じて、メタボリックシンドローム該当者・予備群を 抑制し、高齢化社会における医療費増加に歯止めをか けようとするものです。

また、この仕組みの実効確保のため、平成24年度 からは各健保組合等の取組み成果(健康診査実施率、 特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該 当者・予備群の減少率の3要素)が国により評価され、 当該健保組合の後期高齢者支援金に対して±10%の 幅で加算・減算(当健保組合では±2~3億円に相当) が行われることになっています。当健保組合としまし

ても、この法制化を受け健診制度を整備するとともに、 健診結果に基づく保健指導にも着手しております。特 定保健指導を希望される方、健康管理センターまたは 健保組合から指導実施の案内があった方は、積極的に ご参加ください。

平成 22 年度の健診受診率(40歳以上)は、概算で 現役社員 98%、家族等 65%、合計 86%であり、国 の定めた必要な水準約80%(当健保組合の独自目標 82%)を達成しています。

この家族健診の中心的な制度が、今回ご案内する「被 扶養配偶者および任継者健診」で既に多くの方にご利 用いただいておりますが、特に40歳以上で未受診の 方はぜひご利用ください。